

# 石 共 済

ISHIZUCHI



シーウォーカー（愛南町提供）

平成25年度決算の概要	2
平成25年度医療費の状況	8
被扶養者の資格調査を実施します	10
普通貸付・物資事業が便利です	12
団体信用生命保険事業 中途加入のご案内／他	13
特定健康診査・特定保健指導について	14
共済事業に関する懇談会を開催します／他	14
こんなにたくさん、「禁煙の効果」	15

## CONTENTS

# 決算の概要

平成25年度

平成25年度の決算が、6月2日に開催された第187回組合会で承認されました。  
各経理の決算概要は次のとおりです。

## 経理別収支決算一覧表

(単位:千円)

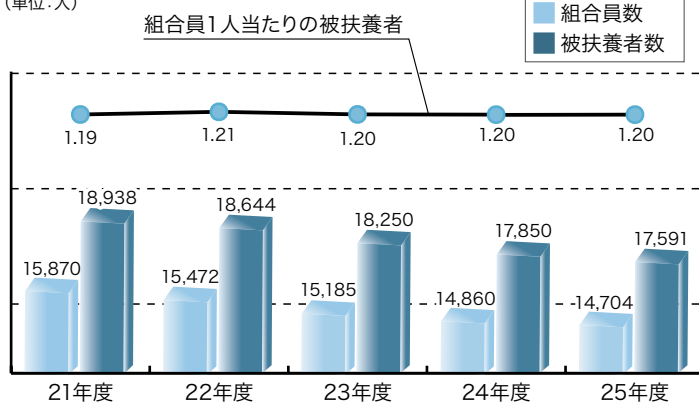
区分	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)
短期経理	10,863,765 696,949	10,608,986 711,821	254,779 △ 14,872
長期経理	20,160,126	21,160,126	0
預託金管理経理	146,573	146,573	0
業務経理	238,033	237,063	970
保健経理	408,681 6,101	383,765 6,101	24,916 0
宿泊経理	161,179	144,823	16,356
貯金経理	940,403	575,959	364,444
貸付経理	168,825	164,596	4,229
物資経理	17,084	11,626	5,458

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。

※保健経理の欄の上段は保健事業、下段はメンタルヘルス対策事業の収支を示す。

## 組合員数と被扶養者数の推移 (任意継続組合員を除く。)

(単位:人)



この経理は、短期給付及び長期給付事業の事務に要する費用等を賄う経理です。

25年度の収入総額は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金及び全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という)からの交付金など2億3800万円で、連合会において「被用者年金一元化」に対応する費用が計上されたため、交付金が大幅に減少したことにより、前年度と比べて370万円の減少となりました。

一方、支出総額は、人件費等の諸経費の削減に努めたことにより、2億3700万円となりました。

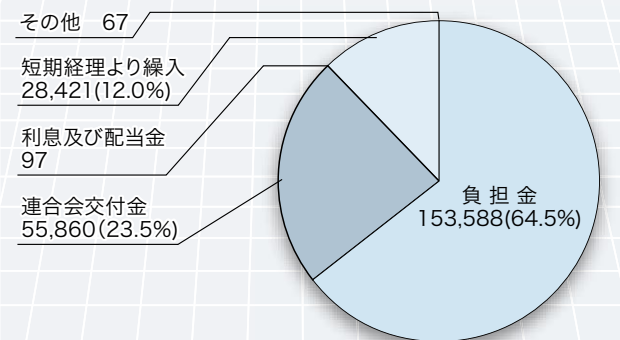
収支決算の結果、1000万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

## 業務経理



## 収入 238,033

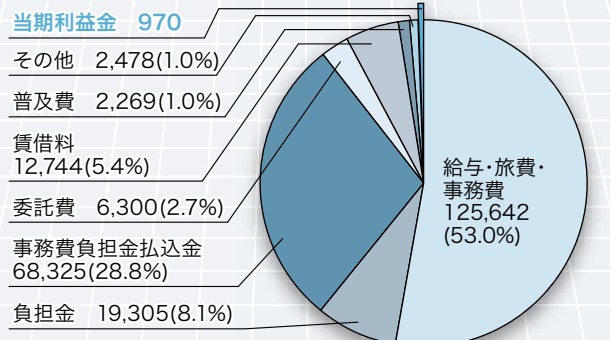
(単位:千円)



( )内は収入に占める割合

## 支出 237,063

(単位:千円)



( )内は支出に占める割合

## 短期経理

### 〈短期給付関係〉

25年度は、財源率を前年度より14・16%引き上げた109・20%とし、2年ぶりに全国連合会が実施する財政調整事業・特別財政調整事業の交付金を受けています。

収入総額は、短期掛金・負担金など108億6380万円で、財源率を大幅に引き上げたものの、一部の所属所において給与の減額措置がなされたため、前年度と比べ9億160万円の増加に留まりました。

一方、支出総額は、106億900万円で、組合員及び被扶養者に係る医療費等が減少したものの、高齢者医療制度に係る拠出金等（以下「拠出金等」という。）の大幅な増加があったため、前年度と比べ5億9240万円の増加となりました。

また、拠出金等の支出額に占める割合は、53%（前年度と比べ8%の増加）を占めており、依然として短期経理の財政を圧迫しています。

収支決算の結果、2億5480万



円の当期短期利益金を計上しましたので、全額を欠損金補てん積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

なお、当該欠損金補てん積立金については、財政調整事業の適用を受けているため、26年度に全国連合会へ全額返還することとなります。

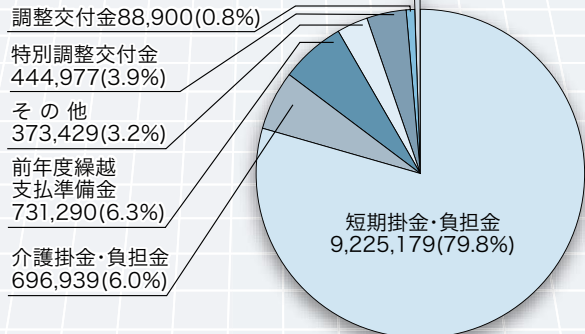
### 〈介護保険関係〉

25年度は、財源率を前年度より0・4%引き上げた10・96%とし運営した結果、1490万円の当期介護損失金を計上しましたが、前年度から繰り越した介護繰越欠損金と合わせ、翌年度へ繰り越しました。

### 収入 11,560,714

(単位:千円)

#### 当期介護損失金 14,872

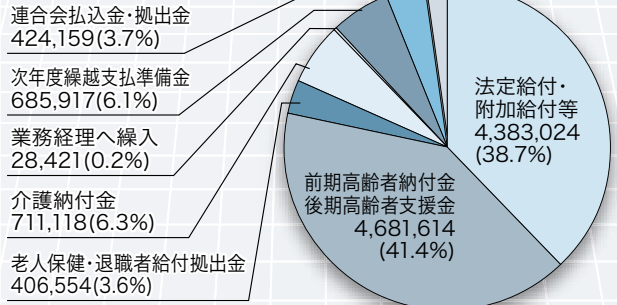


( )内は収入に占める割合

### 支出 11,320,807

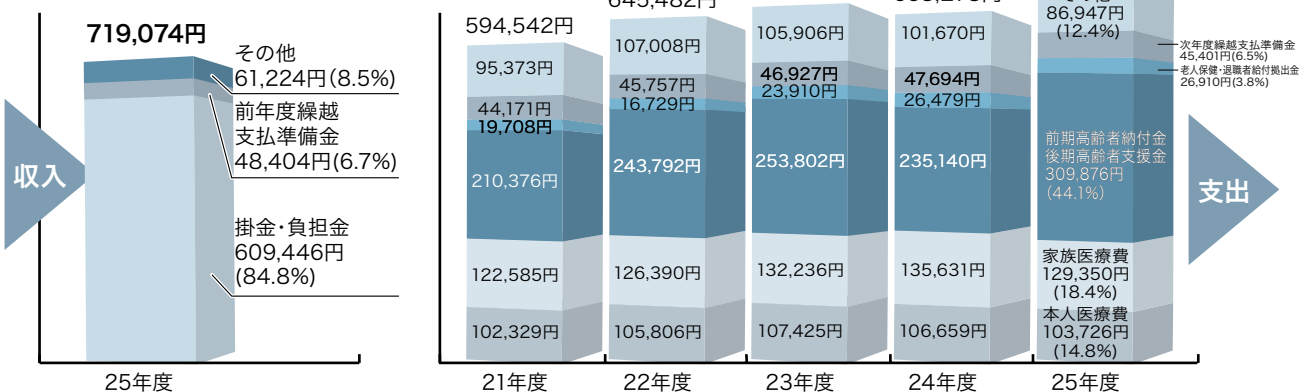
(単位:千円)

#### 当期介護利益金 254,779



( )内は支出に占める割合

### 組合員1人当たりの収入・支出(介護保険を除く。)内訳



# 貸付経理

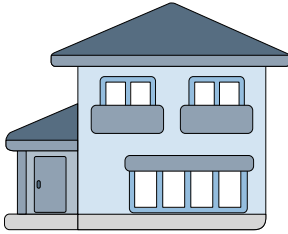
この経理は、年金原資である積立金を預託金管理経理から借り入れて、組合員の皆さまに資金の貸付けを行う経理です。

収入総額は、組合員貸付金利息1億6620万円などの1億6880万円となりました。

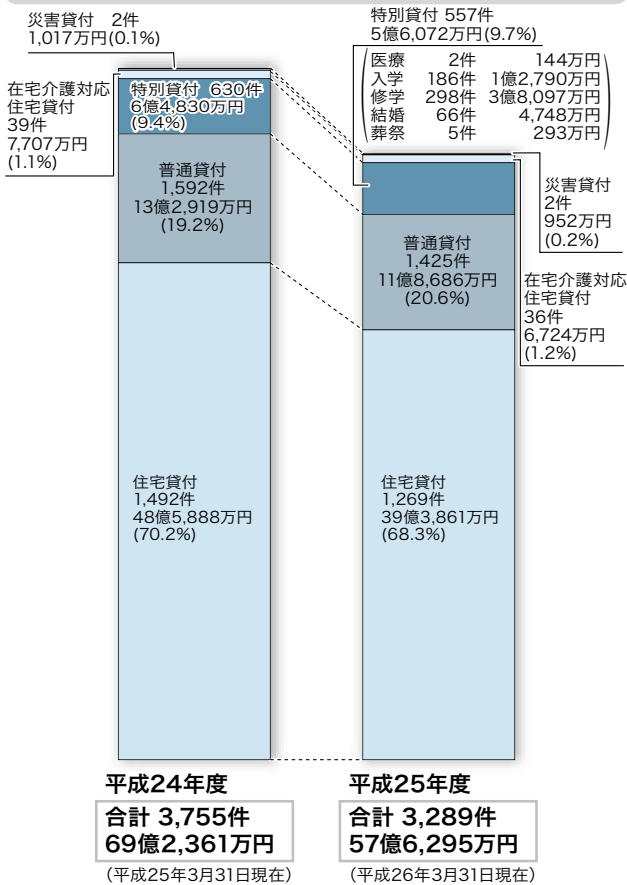
一方、支出総額は、支払利息1億4160万円などの1億6460万円となりました。

収支決算の結果、420万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

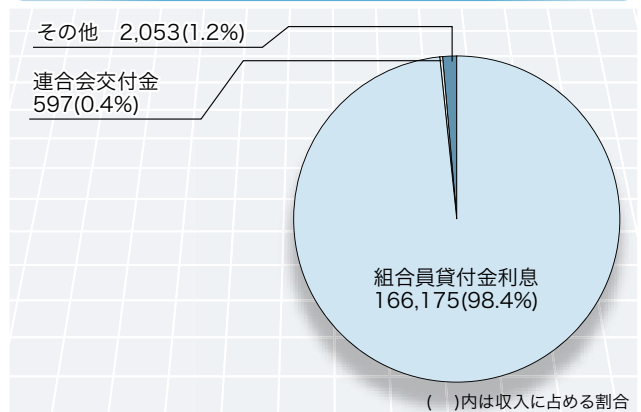
なお、新規の貸付は前年度に比べ、件数で52件、金額で9480万円減少しており、年度末の組合員貸付金は、前年度に比べ11億6070万円減の57億6300万円と減少傾向が続いています。



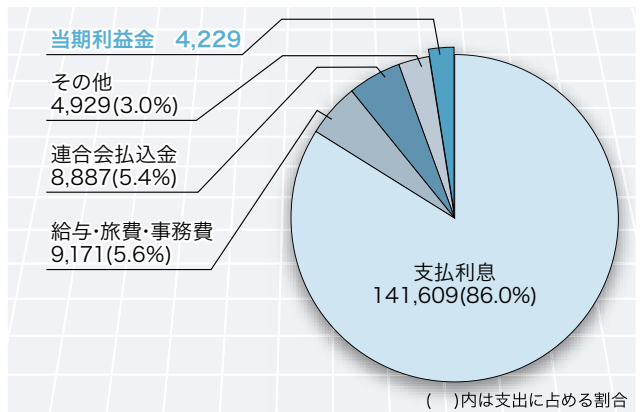
## 組合員貸付金の状況



## 収入 168,825 (単位:千円)



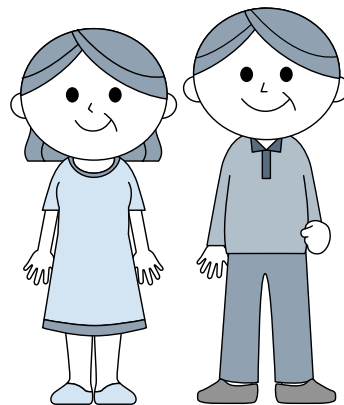
## 支出 164,596 (単位:千円)



この経理は、全国連合会から年金積立金の一部の預託を受けて、管理・運用を行う経理です。

収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など1億4660万円で、全額を全国連合会へ払い込むこととなります。

資金運用に関する情報は、本組合のホームページで7月1日に公開しています。



# 預託金管理経理

## 保健経理

この経理は、人間ドックの利用助成等、組合員及びその被扶養者の健康の保持・増進事業と特定健康診査及び特定保健指導を行う経理です。

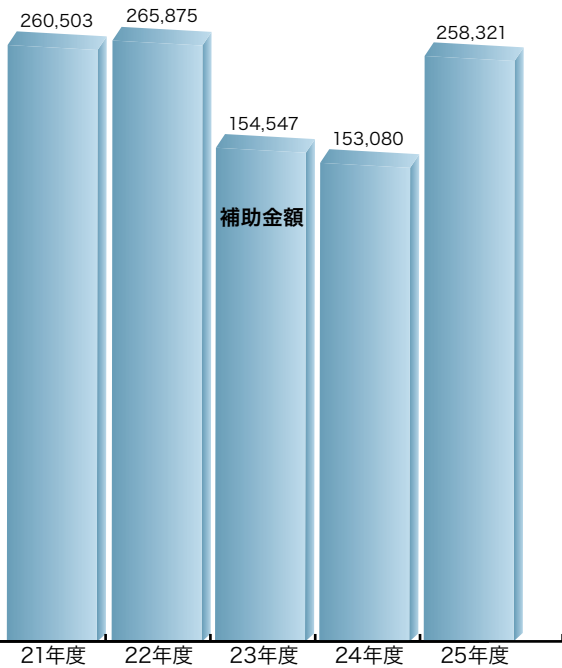
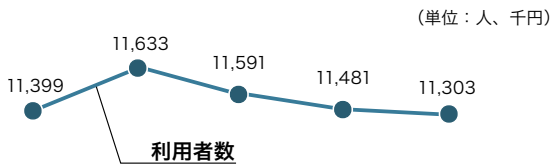
収入総額は、掛金・負担金のほか、県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業に係る県・市町等からの補助金610万円を含め、4億1480万円となりました。

一方、支出総額は、一件当たり助成額を1万円引き上げた人間ドック等の利用助成や県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業を含む厚生費2億9680万円、特定健康診査等費1710万円等で、3億8990万円となりました。

収支決算の結果、2490万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

なお、県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業の相談件数は、新規169件、延件数716件となっております。

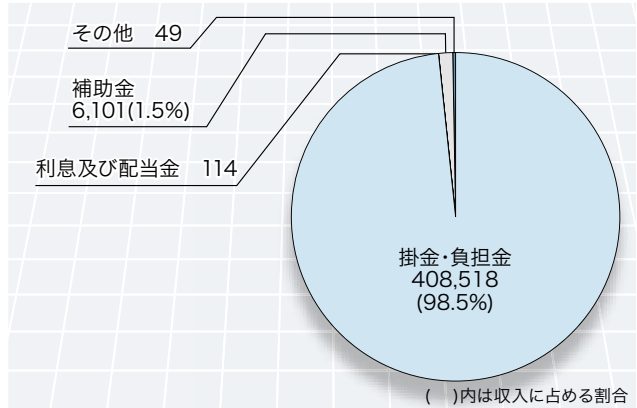
### 人間ドック・脳ドック利用者数及び補助金額の推移



(備考) 平成25年度は、人間ドック等利用助成金を14,000円から24,000円に引き上げた。

### 収入 414,782

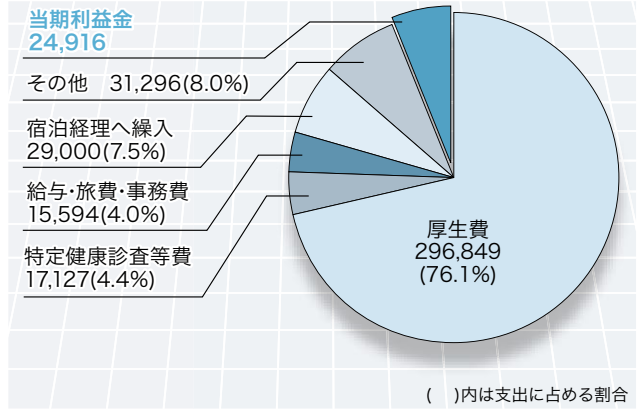
(単位: 千円)



( )内は収入に占める割合

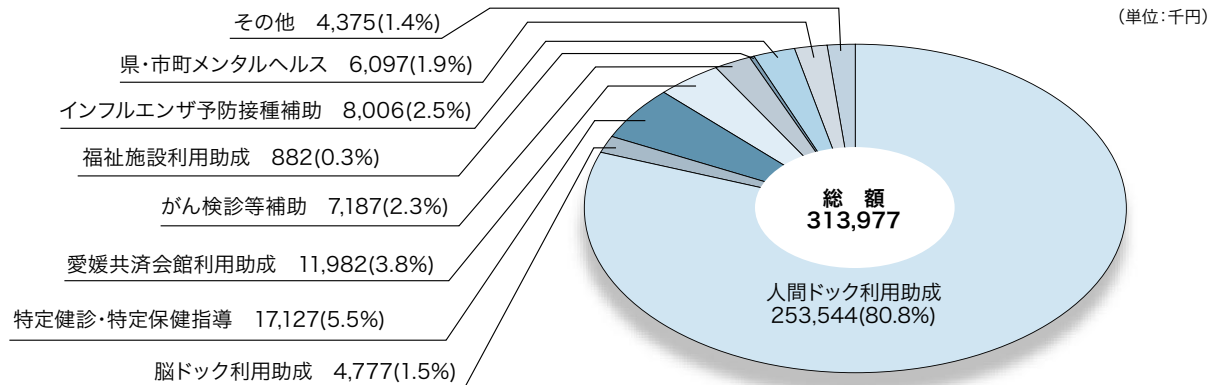
### 支出 389,866

(単位: 千円)



( )内は支出に占める割合

### 事業実施状況

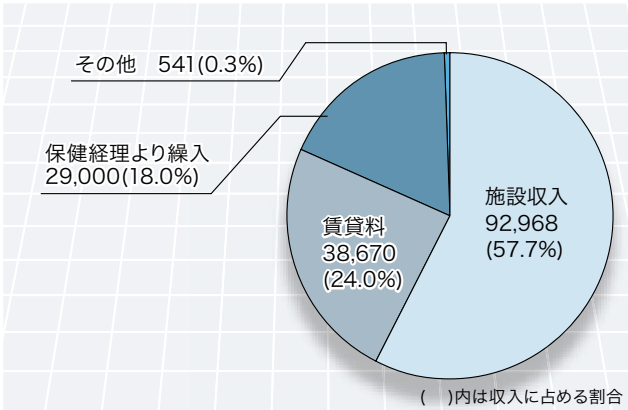


(単位: 千円)

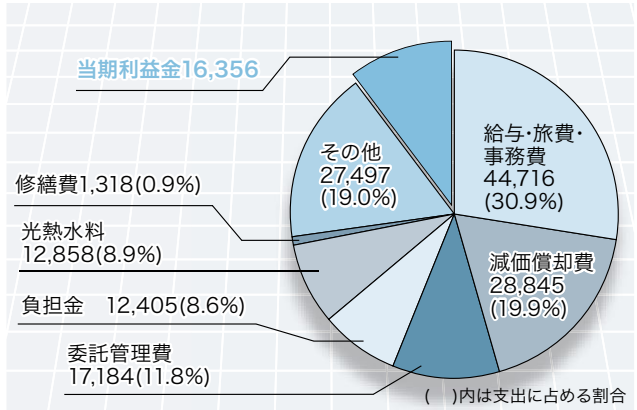
# 宿泊経理

この経理は「えひめ共済会館」の経営を行う経理です。  
 収入総額は、施設収入93000万円と保健経理からの繰入金29000万円など1億6120万円となりました。  
 一方、支出総額は、1億4480万円となりました。  
 収支決算の結果、宿泊利用率が事業計画を4・1ポイント上回る74・1%となったことや、会議室の利用率も好調だったこと、また、諸経費の削減に努めたことにより、1640万円の当期利益金を計上しましたので、全額を欠損金補てん積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。  
 共済会館では、安全・安心・快適にお過ごしいただける施設運営を心がけるとともに、「四国旅劇場第2幕」「ビジネスプラン」等、多種多様なプランをご用意いたしておりますので、引き続き宿泊・宴会・会議等のご利用をお願いいたします。

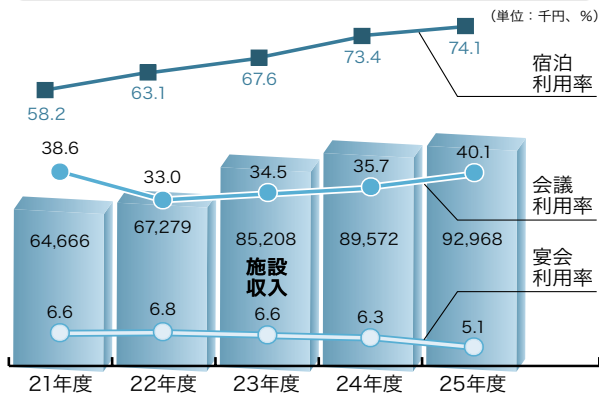
収入 161,179 (単位:千円)



支出 144,823 (単位:千円)



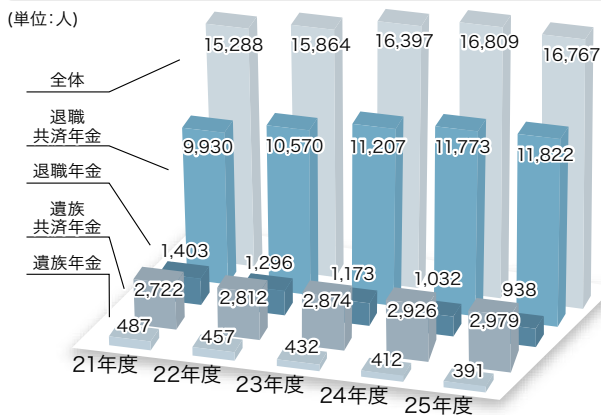
えひめ共済会館施設収入及び利用率の推移



# 長期経理

この経理は、年金の原資となる長期掛金・負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理です。  
 25年度は、201億6010万円を収納し、全額を全国連合会へ納付しました。  
 年金受給者数は、対前年度比42人減の1万6767人となっています。  
 また、25年度末における退職共済

年度別年金受給者数の推移



年金受給者数及び平均年金額

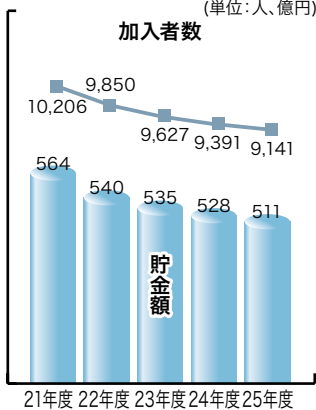
区分	受給者数	平均年金額 (円)
退職共済年金	11,822	1,270,863
遺族共済年金	2,979	1,297,251
退職年金	938	2,120,271
遺族年金	391	1,171,796

年金受給者の平均年金額は127万863円となっています。

# 平成25年度決算概要

## 組合員貯金額・加入者数の推移

(単位:人、億円)



この経理は、組合員の皆さまの生活設計に寄与することを目的とした「共済貯金事業」を行う経理です。組合員数の減少により、貯金残高、貯金者数ともに前年度を下回る結果となりました。

収入総額は、資金運用による利息及び配当金など9億4040万円で、前年度と比べ1710万円の減少となりました。

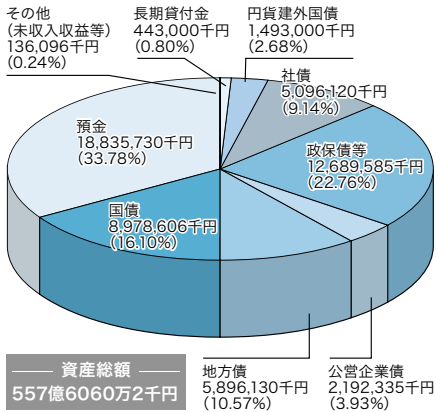
一方、支出総額は、支払利率を昨年度と同様の1・0%で運営した結果、支払利息5億1830万円など5億7600万円となりました。

収支決算の結果、3億6440万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

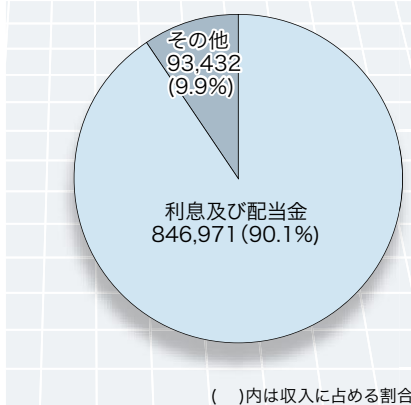
大変厳しい運用環境にありますが、引き続き安全な運用に努めてまいりますので、ご利用ください。

## 貯金経理

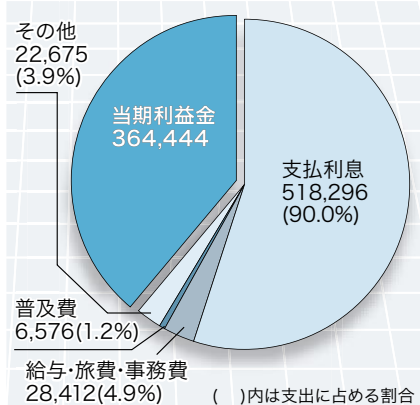
### 【平成25年度決算 貯金経理 資産構成割合】



### 収入 940,403 (単位:千円)



### 支出 575,959 (単位:千円)



## 物資供給事業販売状況 (単位:件、千円、%)

販売品目	件数	金額	割合
自動車	128	183,792	96.8
自動二輪車	7	4,421	2.3
家電製品	1	145	0.1
時計・貴金属	1	290	0.2
その他	8	1,140	0.6
合計	145	189,788	100.0

この経理は、組合員の皆さまが、本組合の「指定店」で自動車や家電製品等生活必需品を購入する際に、購入代金を本組合が一括して立替払いする事業を行う経理です。

収入総額は、指定店からの受取手数料など1710万円となりました。

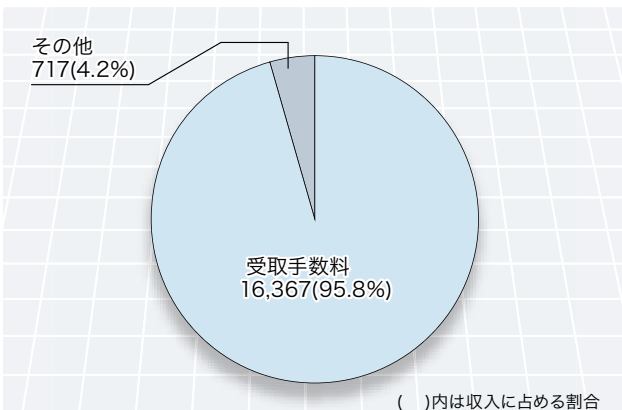
一方、支出総額は、支払利息や貸付事故に係る保険料など11160万円となりました。

収支決算の結果、年度末までに預託金管理経理からの借入金(支払利率2・4%)を貯金経理からの借入金(支払利率1・2%)に振り替えたことなどにより、550万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

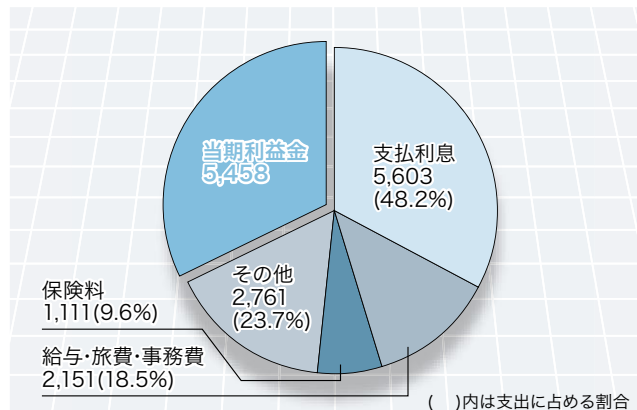
物資の販売件数は145件で、販売金額は前年度より5050万円減の1億8980万円となりました。

## 物資経理

### 収入 17,084 (単位:千円)



### 支出 11,626 (単位:千円)



# 平成25年度は組合員・被扶養者ともに医療費が減少

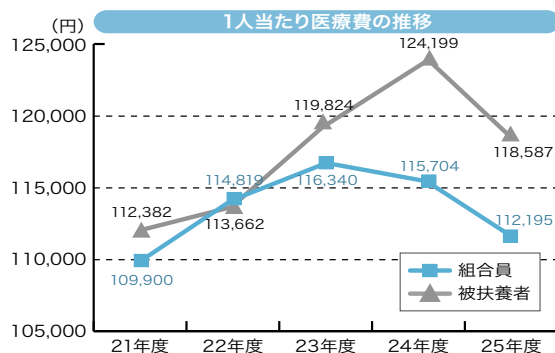
平成21年度からの1人当たり医療費及び3要素(受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費)の推移をみてみました。

## 1人当たり医療費

(1人が1年間使った平均医療費)

平成25年度の1人当たり医療費は、組合員が112,195円、被扶養者が118,587円となっています。

前年度と比較して組合員は3,509円の減少、被扶養者は5,612円の減少で12年ぶりに減少しました。

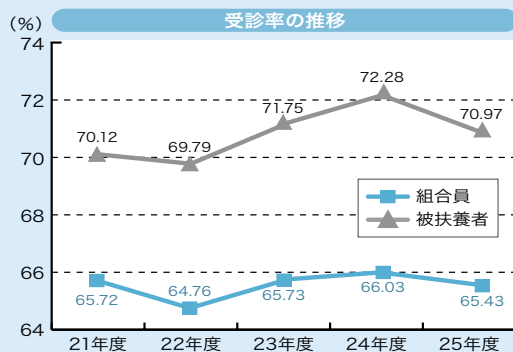


## 【医療費の3要素の推移】

### 受診率

(1ヵ月100人当たりの受診件数の割合)

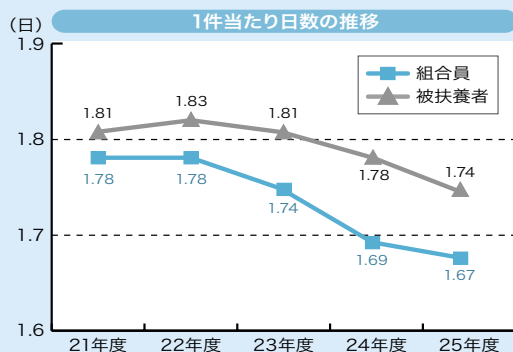
平成25年度の受診率は、組合員が65.43%、被扶養者が70.97%となっています。前年度と比較して組合員は0.6%減少、被扶養者は1.31%減少しています。組合員、被扶養者ともに入院、外来は減少していますが、歯科は増加しています。



### 1件当たり日数

(1つの医療機関で1ヵ月に受診した平均日数)

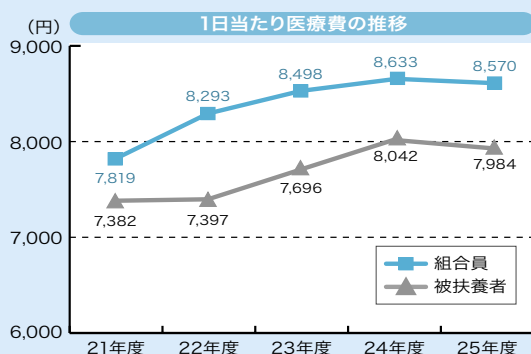
平成25年度の1件当たり日数は、組合員が1.67日、被扶養者が1.74日となっています。前年度と比較して、組合員は0.02日、被扶養者は0.04日減少しており、薬剤投与期間の長期化や療養病床の再編成などの影響から、引き続き減少傾向にあるものと考えられます。



### 1日当たり医療費

(1日にかかった平均医療費)

平成25年度の1日当たりの医療費は、組合員が8,570円、被扶養者が7,984円となっています。医療の高度化や薬剤投与期間の長期化などの影響から、組合員・被扶養者ともに増加傾向にありましたが、平成25年度は、組合員は平成15年度以来、被扶養者が平成13年度以来の減少となっています。



平成25年度は、組合員、被扶養者ともに1人当たり医療費及び医療費の3要素が減少しましたが、短期財政は依然として厳しい財政状況にあります。皆さまには、引き続き健康の保持、生活習慣病の予防に心がけていただきますようお願いします。



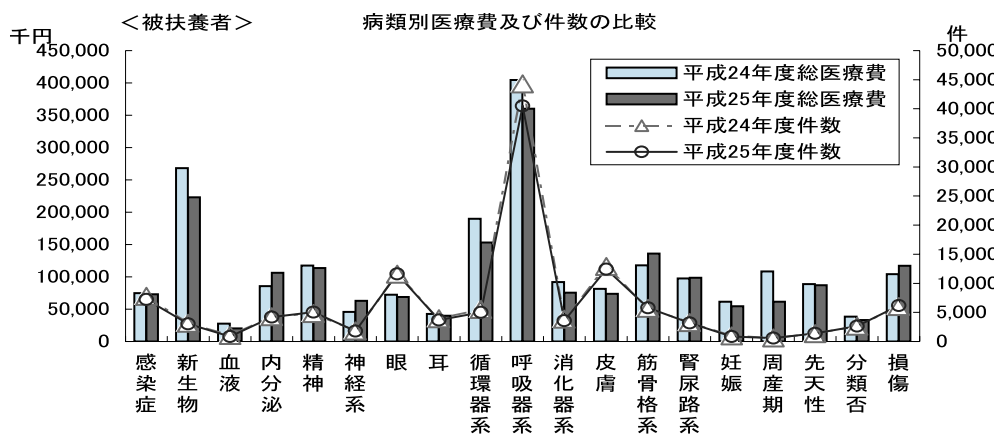
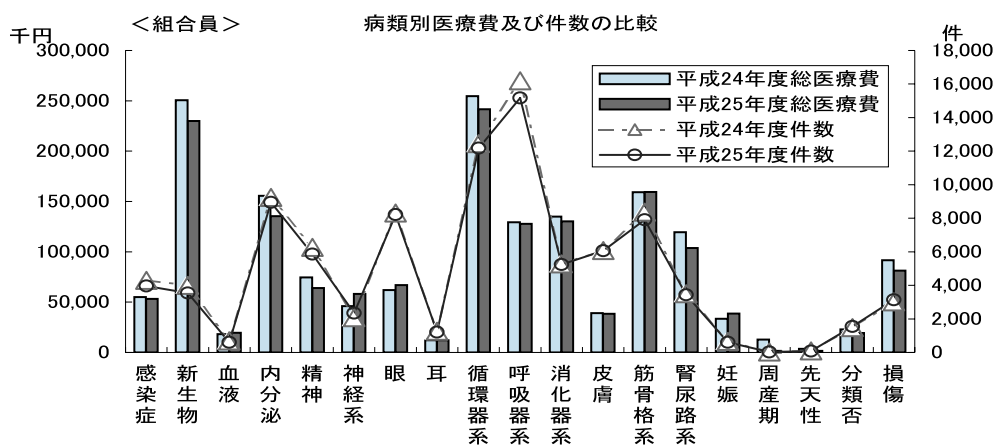
# 平成25年度 病類別医療費

## 被扶養者の呼吸器系、新生物の医療費が大幅に減少

平成25年度における組合員の病類別医療費（割合）は、1位 循環器系 2億4,200万円（13.2%）、2位 新生物 2億3,000万円（12.5%）、3位 筋骨格系 1億5,900万円（8.7%）となっています。前年度と比較して、循環器系は1,300万円の減少、新生物は2,100万円の減少、筋骨格系はほぼ同額となりました。また、1位の循環器系については、高血圧性疾患が件数、医療費ともに大きな割合を占めている状況です。

被扶養者については、1位 呼吸器系 3億6,000万円（16.4%）、2位 新生物 2億2,300万円（10.2%）、3位 循環器系 1億5,300万円（7.0%）となっています。前年度と比較して、呼吸器系及び新生物は4,500万円の減少、循環器系は3,700万円の減少となりました。

組合員、被扶養者ともに医療費上位3位の病類については、前年度と同様の順位となり、医療費及び件数が前年度と比較して組合員の筋骨格系以外は全て減少している状況です。



### 上位病類別の 主な疾患・症状

#### 循環器系

高血圧、狭心症、心筋梗塞、心不全、脳梗塞、くも膜下出血、脳内出血

#### 呼吸器系

急性鼻咽頭炎(かぜ)、アレルギー性鼻炎、肺炎、気管支炎、喘息、花粉症

#### 新生物

胃癌、大腸癌、直腸癌、肝癌、肺癌、乳癌、白血病、良性新生物

#### 筋骨格系

腰痛症、坐骨神経痛、骨粗鬆症、慢性関節リウマチ、脊椎症、五十肩

### 上位所得者に係る基礎控除額の 段階的な引き上げの実施方法

実施時期	基礎控除額
平成25年4月診療分から	33,000円 (66,000円)
平成26年4月診療分から	41,000円 (82,000円)
平成27年4月診療分から	50,000円 (100,000円)

※ ( ) 内の額は高額療養費が世帯合算に該当する場合の金額  
 (注) 上位所得者とは、給料月額 424,000円 (特別職は 53万円) 以上の組合員

上位所得者に係る医療費の  
**払戻金の基礎控除額について**  
 共済組合では医療費の自己負担額(高額療養費相当分を除く)が診療報酬明細書等1件について、基礎控除額の2万5千円を超える場合に、その超える額(百円未満の端数切捨て・支給額千円未満不支給)について払戻し(以下「一部負担金払戻金等」という。)を行っていますが、平成25年4月診療分から上位所得者(注)に係る当該基礎控除額を下表のとおり段階的に引き上げております。平成26年4月診療分からは4万1千円を超える場合に、一部負担金払戻金等が支給されます。

# 被扶養者の資格調査を実施します

## ◆調査対象者

被扶養者全員を対象に行います。ただし、次の①又は②に該当する被扶養者は調査対象から除きます。

- ① 平成26年4月以降に認定された者
- ② 平成26年3月以降に更新手続をした者

## ◆調査方法

所属所の共済事務担当課(係)を経由して調査を行います。該当する組合員の方は、下表「被扶養者資格調査提出書類一覧表」の区分に応じて必要な書類を、共済事務担当課(係)へ提出してください。

なお、扶養手当が支給されている被扶養者については、所属所において確認が行われますので、書類を提出する必要はありません。

## 被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受けるためには、主として組合員の収入により生計を維持していること、また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を備えているかを確認するため、本年も7月に「被扶養者の資格調査」を実施します。

この調査は、適正な被扶養者の認定を行うていく上で重要な調査となりますので、被扶養者のおられる組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## ◆提出期限

所属所が定める期日までに共済事務担当課(係)に提出してください。

## ◆注意事項

扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、要件を欠いた日に遡って認定を取り消すこととなりますので、速やかに取消手続をお願いします。

なお、取消日以降に医療機関等を受診されていた場合は、医療費等について返還していただくこととなります。

詳細については、共済事務担当課(係)又は共済組合総務課総務係(TEL089・945・6315)へお問い合わせください。

被扶養者資格調査提出書類一覧表

区 分	提 出 書 類
① 学生	○在学証明書(平成26年4月1日以降に交付された在学証明書)
② 病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者	○障害者手帳の写、又は診断書 (就労に制限を受ける旨の内容記載のもの)
③ 年金・恩給受給者(所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。)	○平成26年度年金改定通知書の写(紛失等により提出できない場合又は26年度において改定がない場合は、26年6月分の送金通知書の写)
④ 給与収入のある者	○平成25年分源泉徴収票又は給与支給証明書の写
⑤ 事業収入等(農業・商業・不動産・その他)のある者	○平成25年分確定申告書(控)の写及び経費内訳書 ○事業収入申立書
⑥ 三親等内の親族のうち同居を要件とする者	○住民票 ○①～⑤の区分に該当する場合は、それぞれの提出書類
⑦ 継続認定(就職活動中)の者	○被扶養者申告書、扶養事実の申立書 ○組合員被扶養者証 ○平成26年度(平成25年分)の所得証明書(更新時) ○求職活動状況申立書(更新時)
⑧ 被扶養者の要件を備えていない者(取消手続の必要な者)	○被扶養者申告書 ○認定要件を欠いた年月日の確認できるもの ○組合員被扶養者証

- (注) 1 上記の区分において、複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要となります。  
2 給与条例による扶養手当が支給されている場合は、書類を提出する必要はありません。

## 被扶養者の範囲

「三親等内の親族」であることが要件となります。なお、配偶者、子、父母、孫、祖父母、弟妹以外の親族については、同居が要件となります。

## 収入について

扶養認定における「収入」とは、所得税法上の「所得額」ではなく、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額をいい、その基準は下表「被扶養者認定の収入基準額表」のとおりです。

◎ 給与収入は、給与所得控除及び各種社会保険料等控除前の収入総額となります。

◎ 事業収入は、その収入を得るために直接必要となった最小限の経費のみ控除することになります。（所得税法上の所得額とは異なる場合があります。）

◎ 年金収入は、所得税法上、非課税所得とされている遺族年金、障害年金も収入に含まれます。

## 被扶養者の認定の取扱い

### 18歳以上60歳未満の者の場合

18歳以上60歳未満の者については、通常、稼働能力を有しており、次の者を除いては、組合員の収入

によることなく生計を維持することが可能であると考えられます。

- 扶養手当の支給対象者
- 学生(定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除く。)
- 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

「収入がない」又は、「アルバイト等の収入はあるが、認定基準額未満である」などの状況にある場合は、収入状況だけの判断ではなく、次の要件を具体的に調査確認したうえで、認定の可否を判定します。

- ① 就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況
- ② 組合員が扶養しなければならぬ理由
- ③ 組合員がその者を経済的に扶養している事実

## 父母の場合

父母については、次に該当する場合、被扶養者の認定を受けることができます。

### ① 夫婦の扶助義務

夫婦の相互扶助義務(民法第752条)の観点から、夫婦(父母)の一方の収入が認定基準額未満の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額により夫婦(父母)が、社会通念上、生活維持ができる

と考えられる場合

### ② 経済的援助

組合員と別居している父母を認定する場合において、組合員の父母に対する経済的援助額(仕送り額)が、父母の収入の総額(仕送り額を含む)の3分の1を下回る場合

## 被扶養者認定の収入基準額表

区 分	基 準 額	
公的年金等を受給している方 ※国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、農業者年金など (遺族年金・障害年金を含みます。)	60歳以上の方	年額180万円
	障害年金を受給している方	
	その他	年額130万円 (月額 108,334円)
上記以外の収入がある方		
雇用保険(失業給付)を受給している方		日額3,612円

\*収入が基準額以上となる場合は、被扶養者の認定が受けられません。

## 平成26年度退職予定者 相談会を開催します!

平成26年度に退職を予定されている方を対象に、退職後の医療保険・共済年金及び互助会の事業に係る相談会を左記日程表のとおり開催します。

退職時の手続や退職後の生活設計の参考に、是非ご参加ください。

参加希望の方は、各所属所の共済事務担当課(係)までお申出ください。

開催年月日	開催場所	対象範囲
8月22日(金)	西条市役所	西条市
9月26日(金)	大洲市総合福祉センター	大洲市・内子町
10月 3日(金)	八幡浜市役所	八幡浜市・伊方町
10月 7日(火)	四国中央市役所	四国中央市
10月 8日(水)	新居浜市役所 消防庁舎	新居浜市
10月29日(水)	宇和島市役所	松野町・鬼北町・愛南町・宇和島市
10月30日(木)		宇和島市
11月 5日(水)	西予市役所	西予市
11月 7日(金)	今治市役所	今治市・上島町
12月16日(火)	えひめ共済会館	伊予市・東温市・松前町・砥部町・久万高原町
		松山市
平成27年 1月22日(木)~23日(金)	松山市役所	松山市
2月	えひめ共済会館	全所属所

(注)一部事務組合等の組合員の皆さんは、原則として主たる事務所の所在する市町を対象とした相談会にご参加ください。

# ローンで自動車、バイク、家電製品等の購入をお考えの方におすすめ 普通貸付、物資供給事業が便利です

共済組合では、組合員の皆さまが自動車、バイク、家電製品等を購入する場合に必要な資金を貸し付ける制度として、普通貸付(貸付事業)、物資供給事業を行っています。

組合員限定で比較的低利かつ有利な条件で借入れを受けることができ、給与控除によるご返済となることから月々の返済にお手間を取らせません。また、一部又は全部の繰上償還のお申出を手数料なしで随時受け付けており、賞与月等で余裕があるときに繰上償還を行って返済期間を短縮し、返済総額を節減することもできます。

銀行等からの借入れをお考えの皆さま、共済組合の貸付事業・物資供給事業のご活用を検討してみてください。

また、貸付事業では、普通貸付以外にも住宅貸付、特別貸付(修学・入学・結婚等)の制度があります。各制度内容につきましては本紙面で随時ご紹介しているほか、詳細を共済組合ホームページに掲載していますのでご参照ください。

なお、利用申込みにあたっては、所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

	貸付事業(普通貸付)	物資供給事業
貸付(立替)事由	自動車、家電製品等を購入するとき	指定店※から自動車、家電製品等を購入するとき ※指定店は4月号別冊「契約業者(指定店)名簿」又は共済組合HPでご確認ください。
利用限度額	給料月額6か月分(200万円を超えるときは200万円)	200万円
利率(変動) H26.7.1現在	年2.66%	年2.90%
償還(返済)方法	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※100万円以上のお申込みのときは賞与併用償還も可能です。	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※10万円を超えるお申込みのときは、ご利用額の半分を限度として賞与併用償還も可能です。
償還回数	申込額に応じて定められている回数(最長120回) *共済組合HP掲載の償還表でご確認ください。	60回を限度として利用者が決めた回数 (賞与償還分は月賦期間を限度として利用者が決めた回数)
繰上償還	未償還元金の全部又は特定回数分	毎月又は賞与償還分それぞれの未償還元金の全部又は特定回数分
締切日及び送金日	締切日：毎月5日/15日 送金日：15日/月末(組合員の口座へ送金) *組合員が購入店に支払う。	締切日：毎月5日/20日 送金日：月末/翌月15日(指定店の口座へ送金) *共済組合が指定店に立替えて支払う。
利用制限	他の金融機関等からの借入金及び共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など	共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など

## 計画的なご利用をお願いします

貸付事業における貸付金の資金は、組合員の皆さまが将来受け取ることとなる年金の原資です。貸倒れ事故の発生は保険料の増大を招き、事業の安定した運営に支障をきたすおそれがありますので、無理のない返済計画を立て、ご利用いただきますようお願いいたします。

また、貸付審査にあたっては、申込内容等により、別途審査に必要と判断した書類の提出を求めることがありますのであらかじめご了承ください。

貸付事業を  
ご利用の皆さまへ



# 団体信用生命保険事業 中途加入のご案内

団体信用生命保険事業は、共済組合の貸付金(普通・修学貸付を除く。)を借り受けている組合員が、万一死亡又は高度障害となった場合、保険金で債務を相殺することにより組合員とその家族の生活の安定を図ることを目的とする保険制度です。

## ■対象者

- 貸付申込時の健康状態が下記の告知事項に該当したため加入できなかった方で、その後状態が改善された方及びその他の理由により未加入の方
- 申込日の属する月の末日現在の貸付(普通・修学貸付を除く。)残高が50万円以上あり、満70歳未満の方

告知日現在、正常に就業し、かつ過去3年以内に次の病気で連続2週間以上の入院をしていないこと。

### 告知事項

狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症・ぜんそく・慢性気管支炎・胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・慢性すい臓炎・慢性肝炎・肝硬変・慢性腎炎・ネフローゼ・腎不全・がん・肉腫・白血病・腫瘍・ポリープ・糖尿病・リウマチ・膠原病

※脱退後の再加入はできません。

## ■保険金額

申込日の属する月の末日現在の貸付残高を10万円単位に切り上げた額

2年目からは、毎年9月末日の残高を保険金額とします。

## ■保険適用開始日

申込日(告知日)の属する月の翌々月1日

## ■特約保証料(保険料)

保険金額10万円につき月額20円(年額240円)

初回払込みは、加入者が指定する金融機関の口座から、1年分を申込日(告知日)の属する月の翌々月に引き落とし、2年目以降も毎年初回に引き落としした月と同月に引き落とされます。

(参考)貸付金残高3,973,818円の場合

400万円に切上げ

400万円÷10万円×20円=800円

保険料：800円×12月=9,600円(年額)

## ■加入手続

共済事務担当課(係)を経由して共済組合へお申込みください。

## ■その他

団信に加入される方は、併せて団信の付帯事業である「債務返済支援保険」についても加入できます。債務返済支援保険とは、借受人が償還期間中に病気又は傷害により休職になった場合等就業不能となったときに、最長3年間、毎月の返済金額を補填するもので、債務返済支援保険料(月額)は、平均返済月額(年間返済額÷12)1万円当たり99円です。

(参考)平均返済月額が20,000円の場合

20,000円÷10,000円×99円=198円

保険料：198円×12月=2,376円(年額)

## 物資指定店(変更)

区分	年 月 日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
住所変更	H26.5.2	(株)フイースト	伊予郡松前町 昌農内26-2		自動車 (車検含む)

ご利用の際は、所属所の共済事務担当課(係)へお申し出ください。

預入れは、臨時増額貯金専用の払込用紙を使用することで払込取扱金融機関の窓口から随時行うことができます。ボーナス控除により毎回決まった額を預け入れることもできます。

共済貯金は、加入者の皆さまからお預かりした大切な資金を安全に第一に運用しており、現在約90000人の方にご利用いただいています。ボーナスの預入れ先として是非ご利用ください。

ボーナスの預入れ先に最適!  
**共済貯金** 年利1.0%

(税引後0.79685%)

【このページについての問い合わせ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

# 特定健康診査・特定保健指導について

## 特定健康診査とは

本年度中に40歳～74歳になる医療保険加入者全員を対象とした内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム、以下「メタボ」)をはじめ、主な生活習慣病の発症を絞った健診です。

メタボとは、内臓の周囲に脂肪が蓄積される内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち、いずれか2つ以上をあわせもつ状態をいい、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳卒中などの命にかかわる病気に進む危険性が高まるため、早い段階で改善することが大切です。重症化を防ぐことは本人の健康だけでなく、高額な医療費を抑制し、短期(医療)財政の健全化にもつながります。

●**組合員**：職場の定期健康診断又は人間ドック等の受診をもって特定健康診査を受診したものとします。

●**被扶養者**：対象となる方は、6月初旬に「受診券」を所属所経由で配付しています。(※本年4月1日現在で資格のない方・人間ドック利用者を除きます。)

案内文書及び受診券の注意事項をご確認の上、「受診券」と「組合員証」(保険証)を必ず持参し、契約実施機関で受診してください。

受診者の自己負担はありません。無料で受診できますので、ぜひ健診

を受けていただきますようお願いいたします。

なお、受診券の有効期限は平成26年12月31日ですので、期限内の受診をお願いします。

## 特定保健指導とは

受診結果に基づいて、メタボのリスクがある「動機付け支援」の対象者、リスクが高い「積極的支援」の対象者が選定され、支援対象者は、医師、保健師、管理栄養士等の専門家による保健指導(面接・通信による生活習慣改善のための支援)を受けることとなります。

●**組合員**：支援対象者に判定された方には共済組合又は委託機関の保健師が所属所等にお伺いし、保健指導を行いますので、ご案内のあった方は、保健指導を受けてください。

●**被扶養者**：対象となる方は、共済組合から「特定保健指導利用券」を配付いたしますので、契約実施機関で保健指導を受けてください。

組合員、被扶養者ともに無料で利用できますので、生活習慣の見直し及び生活習慣病の予防のため、ぜひご利用をお願いします。

【問い合わせ先】 保健課厚生係

☎089(945)6318

### えひめファミリー健康相談

年中無休・24時間受付、インターネットでも相談できます。

病気の悩み、育児の不安、介護の知識、福祉情報など健康について、保健師・看護師を中心に有資格かつ経験豊かな専門スタッフがご相談をお受けします。

### メンタルヘルスカウンセリング

面接相談・インターネット相談もできます。メンタルヘルスについてお悩みでしたら、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

受付：月～金 9：00～21：00

土 10：00～18：00

(日・祭・1月1日～3日休み)

## 平成26年度

## 共済事業に関する

## 懇談会を開催します

共済組合では、各共済事業の内容及び現況等を組合員の皆さまにご説明し、ご意見・ご要望を広くお聞きするため、平成22年度から「共済事業に関する懇談会」を開催しております。本年度は左表のとおり7月から8月にかけて、組合会議員の選挙区ごとに県内4か所で開催を予定しておりますので、是非ご参加ください。

なお、日程等の詳細につきましては、決定次第、該当所属所の共済事務担当課(係)を通じてご案内いたします。

また、懇談会でのご意見・ご要望等につきましては、本紙及び本組合ホームページに掲載させていただきますとともに、各共済事業の発展・充実を図るための参考とさせていただきます。

開催年月日	開催場所(選挙区)
7月11日(金)	松前町(第2区)
7月17日(木)	松山市(第2区)
8月20日(水)	宇和島市(第3区)
8月26日(火)	松野町(第3区)

夏の  
おすすめ  
プラン

# 宿泊サポートプラン

学生の皆さんの各種イベント合宿等への参加を応援いたします  
(対象者/小・中学生、高校生、大学生)

1泊2食付 (税込)  
お1人様 5,000円



夕食 A



夕食 B

※夕食は A,Bどちらか 1種類お選びください



朝食



瀬戸

ご予約  
承り中

※10名様以上で、  
当会館の広間での  
宿泊利用とさせて  
いただきます。

「四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン」

「四国旅劇場」第2幕

四国の味を  
食べ尽くそう!

平成27年3月31日まで

1票目 お一人様 1泊2食付 7,500円(税込)

2票目 10%off 3票目 50%off 4票目 無料

巡れば巡るほどお得になる!!  
詳しくはホームページをご覧ください。

ご予約はお電話にて  
好評承り中♪

ご予約・お問い合わせは.....

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



—組合の現況—

(平成26年5月末現在)

◎所属所数.....	40
◎組合員数.....	14,725人
男.....	9,613人
女.....	5,112人
◎平均給料月額(短期).....	317,066円
◎被扶養者数.....	17,312人
(含任継.....)	内184人
◎任意継続組合員.....	272人
◎年金受給者数.....	16,730人

一回当たり約30分、愛南町  
鹿島の美しい珊瑚と色鮮やかな  
魚たちを間近で見ることが  
できます。

泳げない方でも大丈夫! 資  
格や難しいトレーニングも不  
要ですし、お化粧をしたまま  
でも、メガネをかけたまま  
も、お子様からお年寄りまで、  
10歳以上で、健康な方でした  
らどなたでも海中体験できま  
す。水温が低い場合はウェア  
を着用します。

シーウオーカーは、専用の  
ヘルメットを被るだけで、陸  
上と同じ呼吸で海中散歩が楽  
しめます。

シーウオーカー(愛南町)

表紙によせて